

28 障第 1354 号
平成 29 年 3 月 13 日

各障害者支援施設等設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部長
〔 公 印 省 略 〕

障がい者グループホーム等における防火安全体制
の徹底及び点検について

3 月 12 日午前 1 時過ぎ、松野町の障がい者グループホームにおいて火災が発生し、施設が全焼し、入所者 3 名が死亡するなどの被害がありました。

つきましては、貴法人が設置している障害者支援施設等（入所系）において、指定基準に定められている非常災害対策が適切に実施されているかどうか、再度確認・点検を行うなどして、入所者の安全体制の確保について万全を期していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

障がい福祉課 障がい支援係 濱田 末光

電 話：089-912-2424

E-mail：syougaihukus@pref.ehime.jp

(参考)

○愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年愛媛県条例第 53 号)

(非常災害対策)

第 72 条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該指定療養介護事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

4 指定療養介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定療養介護事業者において当面の避難生活をする事ができるように、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

※第 110 条（指定短期入所）、第 159 条（指定自立訓練（生活訓練））、第 201 条（指定共同生活援助）において準用

○愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年愛媛県条例第 54 号)

(非常災害対策)

第 49 条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該指定障害者支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 指定障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定障害者支援施設において当面の避難生活をする事ができるように、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。